

《書評》

趙東昇『扈倫四部研究』

趙東昇『満族歴史研究』

薛柏成『葉赫那拉氏家族史研究』

鈴木 真

1

吉林師範大学の満族文化研究所は2000年10月の設立以来、当該省における満族文化の研究⁽¹⁾の中心地として研究活動を推進してきた。その成果の一部が、王明霞氏を主編とする「満族文化研究叢書」である。当該叢書は「満族民俗文化研究」「満族部族家族史研究」「東北地域文化史研究」の三分野より構成されており、現在のところ趙東昇『扈倫四部研究』、同『満族歴史研究』、薛柏成『葉赫那拉氏家族史研究』、謝春河・雋成軍『黒龍江流域発展簡史』、于鵬翔『満文形体学原理』が吉林文史出版社から刊行されている（発行年月はいずれも2005年1月）。

本稿では、このうち趙東昇『扈倫四部研究』・『満族歴史研究』、薛柏成『葉赫那拉氏家族史研究』の3著の内容を紹介する。後述するように、この3著は明代東北地方において強勢を誇ったフルン（扈倫）四部のうち、とくにウラ・イエへの両部とその首長層（ウラ=ナラ氏・イエヘ=ナラ氏）とを中心に論述する。周知の通りフルン四部とは、ナラ氏を王族に戴くハダ・イエヘ・ウラ・ホイファの四部を指し（明朝側からの呼称は海西女直）、ヌルハチのジュシェン統一の前に立ち上がった勢力である。建州女直のマンジュ五部を統一したヌルハチは、これらハダ・ホイファ・ウラの征討を経て、天命4年(1619)にイエヘを降し、全ジュシェンを統一する。そしてこれら四部の住民は八旗の各旗に編入され、とくにその首長層は清朝政権の上層部に参与して重要な地位を占めた。かれらが帰順前後においてヌルハチの一族とどのように結びついていたのか、かれらの子孫がどのように政権に参与していくことになるのかは、清朝の政権構造を解明する上でも重要な手掛かりとなるであろう。とくにイエヘとウラの両王家はヌルハチの正夫人を出しており、太宗ホンタイジは葉赫那拉氏の、アジゲ・ドルゴン・ドドは烏拉納拉氏の所生である。ヌ

(1) 1994年以前の研究動向に関しては、李澍田「吉林省における満族の歴史と文化に関する研究動向」(『満族史研究通信』第4号, 1994年)参照。

ルハチ歿後にかれらが繰り広げる権力闘争において、両ナラ氏の閥閥が影響していたことは疑いのないところである⁽²⁾。

本稿で取り上げる趙東昇氏の2著はウラ=ナラ氏の記述に頁の多くを割くが、広くフルン四部を対象とする著作である。また薛柏成氏の著作はタイトルどおりイエヘ=ナラ氏に関する専著ではあるものの、扱う時代は清末にまで及んでいる。つまりこの3著を通読することによって、かれらフルンのナラ氏が清朝一代においてどのような位置を占めていたかを相互補完的に俯瞰できるし、またそうした利用こそ当該叢書の編輯意図にも沿うことになる。ただ、趙東昇氏の2著はともに個別論文を排列したものであって、一貫した論旨や結論をともなう性格の研究書ではなく、また後述するように2著間での内容の重複・矛盾や体裁の不一致なども、ないわけではない。そのため、全体を紹介するのではなく、より特徴的な論考を紹介する方針をとりたい。この2著の特色は、埋もれていたウラ王家後裔の一家系を掘り起こした点、後裔らによって伝えられてきた族譜が、後裔自身の筆によって解説されている点にある。また薛柏成氏の著作には、附録として今後の研究に裨益するであろうイエヘ=ナラ氏の族譜5種類が収録されている。

こうした3著の特徴に鑑み、いささか変則的ではあるが、本稿では趙東昇氏の2著・薛柏成氏の著書に共通する「族譜」というテーマに焦点を当て、評者の関心に沿ってそれらを紹介しつつ、官製史料と対照させることによって若干の気づいた点を指摘することにした。

2

『扈倫四部研究』・『満族歴史研究』の著者である吉林師範大学特聘教授の趙東昇氏は、吉林省長春市管下の九台市出身の満族で、その祖は遼ればウラ最後のペイレ・ブジャンタイにまで辿り着くという。九台市は清代には旧ウラ部の故地として打牲烏拉総管衙門（後述）の管轄下にあった地域であり、著者の曾祖父双慶（1855～1928）は清末に当該衙門の官僚をつとめた。その出自を生かした業績の一端は、すでに著者の編著にかかわる「扈倫研究」⁽³⁾等で発表されている。

まずは著者の2著の内容を簡単に紹介する。『扈倫四部研究』は、フルンに関する著者の既発

(2) 岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」（『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、1972年）参照。氏はホントイジの継位において、イエヘ=ナラ閥が支援勢力であったことを指摘し、母系の果たす機能を強調した。ホントイジの継位を主張し、父ダイシャンを説得したのは、ダイシャンの長子ヨト・三子サハリヤンである。岡田氏も言うようにサハリヤンの母はイエヘ王家のブジャイの娘であったし、杜家驥「清太宗嗣位与大妃殉葬及相關問題考辨」（『清史研究』1997-3）18頁によれば、ヨトは葉赫那拉氏に養育された。またジルガランにもその可能性があるという。

(3) 『烏拉史略』（長白叢書研究系列16、吉林文史出版社、1991年）に、尹郁山「烏拉史略」とともに収録されている。

表論文 17 本 (1988 ~ 2004) ⁴⁾を一書にまとめたものであり、とくにウラ部に関する論考を中心とする。これは前述のような著者の出身と関心に基づくのであろう。また、タイトルに部名を冠した論考は、ウラ以外にはイエヘが 3 篇を数え、フルン四部全体を扱うとはいえ、著者がとくにウラとイエヘに関して注目していることが窺える。近年ではフルン四部全体と、朝鮮・明との関係史などに関心が広がってきているようで、その成果が本書に結実しているといえよう。

もう一方の『満族歴史研究』は、東北アジアのツングース系諸民族に関する著者の既発表論文 14 本 (1991 ~ 2003) に、未刊行を含む長篇論考二篇をあわせて一書としたものである。前掲『扈倫四部研究』が概ね明代のフルンに関する論文集であったのとは異なり、本書は満洲族を中心に据えるとはいえ、扱う時代もテーマもやや柔軟に設定されている。前半の個別論文の部分は、発表順ではなく、清朝開国史関係・渤海史関係・満族家譜関係・東北地方古跡関係・打牲烏拉関係など、テーマごとに再編されている。そのため、東北地方に興起した民族とその文化に関する論考という共通点はあるものの、通読すると時代が前後することもあって若干のまとまりのなさが感じられるのは否めない。ただ、本書でもウラ王家の後裔である著者の利点は存分に生かされている。たとえば「《打牲烏拉志典全書》補佚」(初出は 1991 年)では、清末において『打牲烏拉志典全書』・『打牲烏拉地方郷土志』⁵⁾の編纂に関与した著者の曾祖父双慶伝来の貴重な草稿・文書を収録しており、「《打牲烏拉志典全書》原稿の史料価値」(同 2003 年)では、草稿と両書との比較検討を行っている。また「清末“旗戸門牌”探析」(同 1995 年)では著者家蔵の「旗戸門牌」(清末に発行された旗人用の戸籍簿)も紹介されており、興味深い。

本書後半部分に収録される論考 2 篇は、ともに長篇である。「長白山地区的民族与政權沿革」(1999 年、未公刊)では、当該地域に興起したツングース系諸民族の歴史を概述する。「九台市満族歴史文化調査」⁶⁾では、九台市居住の満族を対象に、かれらの族譜に拠りながら解説をほどこす。本論考で著者が取り上げる氏族は、胡家回族郷羅古屯の鑲白旗満洲イルゲン=ギオロ氏(漢姓趙氏)、著者の家系でもある莽卡満族郷錦州屯の正白旗満洲ウラ=ナラ氏(漢姓趙氏)、莽卡満族郷東哈村・胡家回族郷小韓村の正黄旗満洲シクテリ氏(漢姓石氏)⁷⁾である。

上述の『扈倫四部研究』・『満族歴史研究』の両著作で目を惹くのは、やはりウラに関連する

(4) このうち「扈倫探踪」・「烏拉哈薩虎貝勒後輩檔冊与滿文譜図淺解」(初出はともに 1990 年)は、趙東昇「扈倫研究」にも収録されている。

(5) 金恩暉・梁志忠校註の『打牲烏拉志典全書』・『打牲烏拉地方郷土志』が長白叢書第二集として出版されている(李澍田主編『打牲烏拉志典全書 打牲烏拉地方郷土志』吉林文史出版社、1988 年)。また金恩暉「談新發現的一部吉林省的地方志——《打牲烏拉志典全書》」(『社会科学戦線』1979-4)・川久保悌郎「新史料「打牲烏拉志典全書」の発見に寄せて」(『東方学』第 66 輯、1983 年)等参照。

(6) 註記によれば文史資料に発表した論考を修訂し収録したものだという。

(7) シクテリ氏に関しては神譜や家祭についても筆が及んでおり、莊吉発「薩滿信仰与満族家譜研究」(『清史論集』3、文史哲出版社、1999 年)でも紹介されている。

論考が多く収録されていることであろう。これら複数の論考で著者が頻用するウラ=ナラ氏の族譜・譜図は、1984年に存在が確認され、まず叢佩遠・張曉光氏によって紹介された⁽⁸⁾。その後著者によって、『扈倫四部研究』所収の「關於《烏拉哈薩虎貝勒後輩檔冊与滿文譜図初探》的幾点補充說明」(初出は1988年)・「烏拉哈薩虎貝勒後輩檔冊与滿文譜図淺解」(同1990年)、および『滿族歴史研究』所収の「九台市滿族歴史文化調査」の「烏拉納喇氏」の項でもより詳細に解説がほどこされており、ブジャンタイの第8子洪匡の後裔だという著者の面目躍如といったところである。これらウラの家系を扱う論考においては、前掲「扈倫研究」を含め、相互に重複する箇所も少なからず見受けられるが、併せて参照することで、当該テーマに一貫して取り組んできた著者の熱意と研究成果とがより深く窺い知れる⁽⁹⁾。ただし3著間のみならず、後述するように同じ著作内ですら記述の矛盾・同一の事実に関する異なる解釈が確認できることは注意を要する。論考の発表を重ねていく過程で著者の見解が変化するのは無論仕方のないことではあるが、『滿族歴史研究』や『扈倫四部研究』のように発表順ではなくテーマ別に再編されていると、読者の混乱を招きやすい。発表当時の見解に責任をもつという姿勢はともかくとして、一書にまとめるに当たっては註記して見解の統一を図ってほしかった。

3

ここでとくに著者の最新の見解を反映していると思われる「九台市滿族歴史文化調査」(『滿族歴史研究』所収)を中心に、上記の著者の諸論考で補いながら、著者の家系についていまいしくわしく紹介しておこう。族譜によると、万曆41年(1613)のウラ滅亡・ブジャンタイの逃亡後、ブジャンタイとヌルハチの娘(「建州格格」)⁽¹⁰⁾との間に生まれた第8子洪匡はウラの城を委ねられ、「烏拉布特哈貝勒」に封じられた⁽¹¹⁾。長ずるに及んでヌルハチの孫娘⁽¹²⁾をめあわされた(時

(8) 叢佩遠・張曉光「烏拉哈薩虎貝勒後輩檔冊」(李樹田主編『海西女真史料』長白叢書二集,吉林文史出版社,1986年),同「烏拉哈薩虎貝勒後輩檔冊与滿文譜図初探」(『滿族研究』1986-3)参照。「哈薩虎貝勒」とは「hashū beile」の音訳で、「左ペイレ」を意味するという。

(9) 両著作には譜図・族譜から復元した系図を収録していないので、「扈倫研究」が載せる「扈倫文献」の系図の参照が便利である。

(10) 洪匡の生母については、『扈倫四部研究』,281頁ではシュルガチの娘で「努爾哈齊養女大公主」とする。尹郁山「烏拉史略」,77頁ではヌルハチの第4女穆庫什であるとする。

(11) 『扈倫四部研究』,151頁では、洪匡は「烏拉布特哈貝勒」を自称しヌルハチに叛意を示したとするが、同書281頁ではヌルハチの許しを得て称したとする。

(12) 『扈倫四部研究』,143～144頁では宗室の親王の娘と推測し、151頁では著者の家系の祖先が「駙馬」であったという伝聞を紹介する。

期は不明)が、イエヘに亡命していた父ブジャンタイが天命3年(1618)に歿すると快快として愉しまず、のちに妻によって叛意をヌルハチに密告された。天命10年(1625)、ヌルハチの軍勢にウラの城を包囲されると、洪匡は單身城外へ脱出し、業火に包まれる城を遠望して自ら縊れた(28歳)。九台市莽卡滿族郷錦州屯の西南の古城跡に近接する「八太媽媽」墳が、この洪匡の墳墓だという。

当時洪匡には烏隆阿(7歳)・烏拉布他哈(5歳)⁽¹³⁾なる2子があり、長子烏隆阿は逃れて錦州屯に居住した⁽¹⁴⁾。ウラ滅亡後よりしばらくして、ブジャンタイの遺児やドゥダリ(ブジャンタイの甥)が集って族譜の編纂を行ったが、ドゥダリとダラハ(ブジャンタイ長子)の主張により、重罪人たる洪匡の子烏隆阿は「分譜」されることになった⁽¹⁵⁾。烏隆阿は作成後に族譜を委ねられ、以後一切の接触を絶ったという⁽¹⁶⁾。こうしてウラ=ナラ氏の主流から切り離された烏隆阿の諸子のうち、第8子倭拉霍が羅古屯に土着して集落を切り拓き、のちに当該地を二分する勢力になった。その後裔は正白旗の打牲丁となり、清末には、打牲烏拉総管衙門の驍騎校等に就いた双慶が出た。さらにその曾孫が著者なのだという。

以上の族譜に記される情報と、清朝の官製史料とでは食い違いがある。著者も言うように、『八旗滿洲氏族通譜』(乾隆9年=1744告成)巻23にブジャンタイの第8子として記録されるのは、公主所生のガドゥフンなる人物であって洪匡ではない。その代わり第7子の名が記載されていないが、『滿文老檔』には、ブジャンタイが「3人の妻と8人の子等を求めて降って来ず」、イエヘに逃げたという記載がある⁽¹⁷⁾ので、当時のブジャンタイに8人の子がいたことは確かである。洪匡の遺子烏隆阿は族譜の編纂などで一度は一族と繋がりを持ちながらも、「分譜」されて正白旗の一族人として自らの出自を一族以外には隠して過ごしたといい、そのためその存在が抹消されているのだと著者は説く。しかし、父方を迎っても母方を迎ってもアイシン=ギオロ氏に辿り着く烏隆阿は、貴種として家系中に特筆される存在として位置づけられていたことは疑いないであろう。

事実上の始祖に貴種を据えることは往々にしてあろうし、もとより族譜の記述のみを盲信する

(13) 烏拉布他哈は母とともに瀋陽に送られ、「那」姓を名乗り、清末にはその後裔がウラの故地に同族を探しに来たという(『扈倫四部研究』, 143頁参照)。

(14) その墓は九台市莽卡滿族郷錦州屯にあるという(『扈倫四部研究』, 138頁参照)。

(15) マンタイの次子ナムダリの子バイタジュの一族は例外。バイタジュは一等侍衛として当時朝鮮遠征軍に従軍して戦歿したという(『扈倫四部研究』, 138頁参照)から、族譜の編纂も崇徳初年の頃であろう。

(16) 『扈倫四部研究』, 158頁参照。この烏隆阿の後裔のウラ=ナラ氏の族譜が『烏拉哈薩虎貝勒後輩檔冊』であり、このほかにも錦州屯には烏隆阿の玄孫が乾隆~嘉慶間に作成し、近年に修訂された『滿文譜図』(譜図とは一支派の系譜を記録するもの)がある。1914年に滿文を漢文に訳し、以後1964・1988年の修訂では漢文を用いているというが、訳されず失われた記述も多いという。

(17) 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔I 太祖1』(東洋文庫, 1955年)万曆41年3月, 34頁参照。

ことは厳密性を缺く。官製史料に記される記録とのより一層の照合作業も必要であろう。ここで著者の紹介する族譜の重要性を再確認するため、ブジャンタイの第8子だという洪匡の後裔が歴史に埋もれた理由に関して、官製史料から得られる「史実」と照合してみる。

洪匡にめあわされたヌルハチの孫娘とは、ヌルハチ長子チュイエンの娘であるという⁽¹⁸⁾。チュイエンの長子ドゥドゥの正夫人はブジャンタイの娘である⁽¹⁹⁾から、交換的にチュイエンの娘（ドゥドゥの異母妹）が洪匡に嫁いだのかもしれない。洪匡の妻がチュイエンの娘だという事実は、重要な意味をもつ。チュイエンは万暦41年(1613)のヌルハチのウラ親征に従軍しなかったが、国元で親征軍の敗北を願う呪詛を行っていたことが露見。幽閉され、万暦43年(1615)に「処刑」された⁽²⁰⁾。つまり洪匡の子烏隆阿は、母方の祖父にその罪人チュイエンをもつことになる。また、二代ハンのホンタイジの時代、ブジャンタイに縁のある宗室——ウラ閥——の多くが政権中枢から退けられている⁽²¹⁾。このような情況もあって、ブジャンタイの孫であり、しかも「刑死」したチュイエンの娘を母に持つ烏隆阿は世に出ずに野に潜み続けたのであろうか。烏隆阿は貴種では

(18) 尹郁山「烏拉史略」、77頁参照。中国第一歴史檔案館所蔵『玉牒』によれば、チュイエンは継娶妻（イエへのペイレ・チンギヤヌの娘）との間に3人の女子を儲けており、長女はスワン地方グワルギヤ氏のフィオンドンに、次女はドンゴ氏のジャルタイに、三女はイエへ=ナラ氏のブルハンクに嫁いでいる。このうち次女は天命8年(1623)にすでに歿しており、三女の夫ブルハンクは天聰6年(1632)まで存命であるから除外される。残る長女は天命5年(1620)に寡婦となっていたから、かの女が洪匡に再嫁したのかもれない。天命10年(1625)に洪匡は28歳で自害したという（『満族歴史研究』、215頁）から、当時25歳の長女（辛丑年=1601に生誕）とは年齢的にも釣り合うが、烏隆阿の生年を考慮すると若干の矛盾が生じる。

(19) 『玉牒』によれば、ドゥドゥ夫妻の間にはウラ滅亡翌年の万暦42年(1614)2月に長女が生まれているので、それ以前の婚姻である。ちょうど1年前の万暦41年(1613)正月にブジャンタイが実娘ほか質子をヌルハチに差し出そうとする動きがあり（尹郁山「烏拉史略」、75頁参照）、このとき実娘も送られドゥドゥの正夫人となったのかもしれない。

(20) 鴛淵一「褚英の死に就いて——満文老檔研究の一齣——」（『史林』第18巻第2号、1933年）参照。

(21) 『愛新覺羅宗譜』（学苑出版社）によればヌルハチの諸孫のうち、ドゥドゥ・ショト・サハリヤンがブジャンタイの娘を正夫人に娶っており、また『玉牒』によればかれらの儲けた子は男女を問わずいずれも正夫人所生である。このうち崇徳7年(1642)に故ドゥドゥの正夫人と諸男子とが罪を議され（男子は宗室から除籍）、ホンタイジ歿後の同8年(1643)にはショトとアダリ（サハリヤン遺子、20歳）がドルゴンを擁立しようとして処刑された。このときショトの妻とアダリの母（両者は姉妹）も騒擾を助長したとして処刑が議されている。ブジャンタイの娘3人とその年長の子ら（当時18歳のショト長子喇喀の歿年は不詳）が全て退けられていることに注目したい。なおこれらの事実に関しては、すでに杉山清彦氏の指摘がある（1998年5月16日に東北学院大学で行われた満族史研究会第13回大会での氏の報告「清初八旗における最有力軍団——太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ——」のレジュメ参照）。

あったが、イェへ閥のホンタイジの時代にはその血統が逆に仇になった可能性がある⁽²²⁾。烏隆阿の家系が埋もれた一因かもしれない。

4

著者・趙東昇氏は「九台市満族歴史文化調査」(『満族歴史研究』所収)において、自身の家系であるウラ=ナラ氏以外にも、故郷九台市に居住する他の満洲氏族を俎上に載せている。著者は族譜の紹介や、新出情報の紹介・時代比定にとどまり、当時の政権と当該氏族の役割についてまでは深く考察していないが、その手がかりともなりうる記載も散見するので参考となる情報を補いつつ紹介しておこう。

胡家回族郷羅古屯の鑲白旗満洲イルゲン=ギオロ氏⁽²³⁾は、清朝前期に打牲烏拉総管衙門の主要官を三代にわたってつとめた、九台市屈指の名門であるという。当該氏族とその家譜については、『満族歴史研究』所収の「羅古屯満洲鑲白旗趙姓依爾根覺羅氏家譜探源」(初出は1992年)・「《打牲烏拉志典全書》原稿的史料価値」(同2003年)や、未収録の「九台市羅古屯趙姓満族歴史遡査」(『満族研究』1993-2)でも論及されている。家譜の原文は所有者の意向により非公開だというのが、著者が部分的に引用する箇所からも興味深い事実が浮かび上がる。

上記論考に断片的に紹介されている家譜の内容をまとめる⁽²⁴⁾と、羅古屯のイルゲン=ギオロ氏の履歴は以下の通りである。当該氏族の始祖杭書は白山部ネイエン地方の族長「搜穩塞克什」の族弟で、部滅亡後にヌルハチに降った。一族は「正白旗才干佐領」に属した「包衣」であり、天命後半期の遼東・海州の叛乱の鎮圧に功績をあげた。その後「包衣」から「佛満洲」となり、太宗ホンタイジの「三年」に「頭親王府達希先佐領下」に移動した。杭書の子額奇布は「癸酉年」

(22)この後、ウラ閥の与党を宗室内から失った睿親王ドルゴンは、麾下の軍団のさらなる強化をすすめることになる(杉山清彦「清初八旗における最有力軍団——太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ——」『内陸アジア史研究』16号、2001年参照)。このほか宗室には、ブジャンタイの姉妹の所生であり、ドルゴンと並ぶジルガランがいた。

(23)包衣を「奴隸」として、イルゲン=ギオロを「自由な氏族」とする著者の解釈(『満族歴史研究』、194～195頁)は疑問である。

(24)ただし、論考によって引用文が錯綜している。たとえば「佐領色衣撤回」という箇所(『満族歴史研究』、116頁)は、別の論考で「正白旗才柱佐領下包衣」「撤回」と引用されている箇所(同102頁)のように思うし、ダシヒヤンのニルへの移動を天聰3年とする説(同102頁)と、崇徳元年(同105頁)・崇徳3年(同200頁)とする説が混在している。またマイトゥウがウラのガシヤン=ダ(後の総管)へ就任した年代を、『傅氏族譜』によって天聰3年とする箇所(同119頁)と、天聰7年とする箇所(同103・198頁)とに分かれている。

(天聰 7 年 = 1633) に、旧ウラ城の故地に設けられた、貂皮・淡水真珠・蜂蜜等の狩猟・採集組織(のちの打牲烏拉総管衙門)に派遣され、初代総管マイトウの首任翼領として総管事務を補佐した。その後は、額奇布の子額黒、ついで孫羅禪が雍正 8 年(1730)に革職されるまで三代にわたって翼領を世襲した⁽²⁵⁾。

著者の紹介にあるように、当該氏族はセオウェン=セクシの一族とされる。セオウェン=セクシとは万暦 21 年(1593)にマンジュ国に襲来した九か国軍に名を連ねた人物で、敗北したのちに七村の住民とともにイエヘ(あるいはホイファ)に逃亡しようとして、ヌルハチ側の武将スルドウガ⁽²⁶⁾と戦い滅ぼされた人物である。

著者は、当該氏族が崇徳 3 年(もしくは誤記として元年)にホンタイジ属下の正白旗包衣ニルから、息子の肅親王ホーグ麾下の鑲白旗ニルに移ったと解釈し(200 頁)、ここに当該氏族が包衣から「自由民」となって「イルゲン=ギオロ」を賜姓されたとする。まず検討すべきはこの家譜の記載が、家譜が作成された時点での状態(王号・所属旗)を反映しているのか、それとも「三年」時点(前後の文脈が不明であるが、これが元号の三年を表すのかも疑問なしとはしない)での状態を記しているのか、である。著者も言うように、順治 8 年(1651)より前には存在しなかった「顯親王」という王号が用いられていることからすると、入関後に家譜が作成された時点の状況に基づいて記載されているのは確実である。しかし、「親王」という爵位自体、後世の作成者が当時のホーグを尊崇して附載した可能性もあるから、杭書らの移動時期はホンタイジの時代としか言えない。また「才干佐領」が旗分志等で確認できない以上、ヌルハチの時代に正白旗に属していたのか、ホンタイジの時代に正白旗に属していたのか、家譜が作成された時代に正白旗に属していたのかも断言できない。ただ「達希先佐領」への移動が、著者の言うように崇徳年間であった場合、当時のホーグは正藍旗の旗王であって、鑲白旗の旗王ではない。入関後の順治朝においてホーグの嗣子フシエオが和碩顯親王として鑲白旗に封じられるにおよび、その麾下もはじめて鑲白旗人となったと考えられるから、この時点では杭書らも正藍旗人であろう。この件に限らず、著者は清初における旗色の呼称変更にいっさい頓着していないようである。

いずれにせよ、かれらがホンタイジの治下でホーグ麾下に移動したことは確かなようであるが、むしろ注目したいのは一族が編入された「達希先佐領」である。達希先すなわちダシヒヤンのニルは、『八旗通志初集』鑲白旗滿洲旗分志では包衣ニル(鑲白旗包衣第 1 參領第 1 滿洲ニル)と

(25) 杭書の子額奇布(～順治 18 年)・額黒(康熙 7 年～31 年)・羅禪(康熙 31 年～雍正 8 年革職)の三代にわたって打牲烏拉総管衙門の翼領をつとめ、清末にも春慶(光緒 3 年=1877 年から 3 年間)という翼領を出しており、子の富隆阿は華人である。

(26) スルドウガは鑲黄旗滿洲長白山地方フチャ氏の旗人で、『八旗通志初集』巻 201・『八旗滿洲氏族通譜』巻 25 の記載によれば、この戦鬪の折に招降せしめた四十戸をもってニルを編成し、佐領を委ねられた(鑲黄旗滿洲第 4 參領第 6 ニル)。スルドウガの伝によると、七村の住民らがニルに編成されたという。このとき、部族長の一族である杭書はいわば捕虜として包衣ニルに編入されたのであろう。

して記載される。この佐領ダシヒヤンは鑲白旗包衣のエルミン地方ジョーギヤ氏の出身であり⁽²⁷⁾、そのニルに属していたイルゲン=ギオロ氏もやはり一貫して包衣だったのではないだろうか。ダシヒヤンは順治5年(1648)にホーグの長女を娶り⁽²⁸⁾、さらに康熙朝前半期には顯親王府事務も辦理する立場にあった⁽²⁹⁾から、その属下にあったイルゲン=ギオロ氏も直属の側近として理解すべきであろう。ちなみにホーグの側妾のひとりとして「伊爾根覺羅氏杭素之女」なる女性が確認できる⁽³⁰⁾が、この「杭素」とは、杭書を指す可能性が高い。羅古屯の鑲白旗滿洲イルゲン=ギオロ氏は、主家のホーグとも婚姻関係を結ぶ一族が世管するニルに所属し、また自らの一族からも同様に娘をホーグに嫁がせていた側近だったのであろう。

家譜によれば、かれらは打牲烏拉總管衙門で世襲管をつとめていた。打牲烏拉總管衙門とは、ウラの旧城（現在の吉林市管下の永吉県所在）に設けられた狩獵採集機関⁽³¹⁾で、当該地では内務府（上三旗）の採集組織と、下五旗の各王府の採集組織とに区分され、官制上は内務府の管轄下にあった。この衙門の性質上⁽³²⁾、管轄する官僚は包衣であろうから、やはり杭書らイルゲン=ギオロ氏も一貫して包衣のままであったと理解するほうが妥当であろう。この打牲烏拉總管衙門について詳述する『打牲烏拉志典全書』では、当該組織の設立時期は順治年間であり、正確な年は不詳だとされてきた。だが著者も強調しているように、家譜の記載による限り、天聰7年(1633)の時点ですでにウラの故地に打牲烏拉總管衙門の原型が存在したのである⁽³³⁾。初代總管（当初の呼称はガシャン=ダ）のマイトゥは鑲黃旗包衣ネイエン地方フチャ氏の出身であり⁽³⁴⁾、当該氏族は打牲烏拉總管のポストを世襲していたことで知られる⁽³⁵⁾。著者が一部言及している当該氏族の『傅氏族譜』によれば、マイトゥは天聰3年(1629)にガシャン=ダに任じられたことになっており、著者は誤記の可能性も念頭に置きつつ、打牲烏拉の設置が天聰3年にまで遡る説も展開する(119頁)。

(27) 『八旗滿洲氏族通譜』（遼瀋書社）卷31、鑲白旗包衣額爾敏地方兆佳氏、参照。

(28) 『玉牒』参照。またダシヒヤンの兄弟・騎都尉クルは、康熙13年(1674)に顯親王フシェオの長女を娶っており、ダシヒヤン兄弟とホーグ父子とがきわめて密接な関係にあったことが窺える。

(29) 『康熙起居注』（中華書局）康熙16年3月13日条、参照。

(30) 『愛新覺羅宗譜』3冊、1510頁参照。妾・伊爾根覺羅氏は、ホーグの末子舒書（順治2～康熙24年）を生んでいる。

(31) 趙東昇「烏拉史略」第四章参照。

(32) 当該組織における上三旗と下五旗との明確な分離については、楠木賢道「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」（石橋秀雄編『清代中国の諸問題』山川出版社、1995年）326～328頁参照。

(33) ただし、金恩暉「談新發現的一部吉林省的地方志——《打牲烏拉志典全書》」、343頁でもホンタイジの下命によって設立されたことに触れている。

(34) 『八旗滿洲氏族通譜』卷26、鑲黃旗包衣訥殷地方富察氏、参照。

(35) 尹郁山「烏拉史略」、79頁参照。

いずれにせよ遅くとも崇徳年間には、打牲烏拉の官制上のトップである総管はホンタイジ属下の包衣が、副官である翼領はホンタイジの長子であるホーゲ属下の包衣が世襲していたということになる。ここに当時の政権構造との関連性をみたい。ウラ王家嫡系の血を引き、麾下に旧ウラ王家の人材を擁していたのは、大妃烏拉納喇氏（マンタイの娘）所生のアジゲ・ドルゴン・ドドであった⁽³⁶⁾。一方、太宗ホンタイジの長子・肅親王ホーゲの生母は、ウラ=ナラ氏のボクド=ペイレの娘である。ウラ王家の系譜に関しては『厦倫四部研究』所収の「关于烏拉国的世系和家族」（初出は1993年）にも詳しいが、ボクドは前述のブジャンタイの叔父に当たる⁽³⁷⁾。ハンたるホンタイジと、傍系とはいえウラ王家の血を引くホーゲとが、ウラ部の故地である打牲烏拉での権益を効果的に掌握するため、総管と副官に属下の包衣を送り込んでいたのであろう。

近年の入関以前の政治史研究は、主に旗王・重臣の婚姻関係や、麾下の旗人との結びつきの闡明に力が注がれてきた。今後はそういった作業によって得られた成果を元に、旧領における権益や、かれら旗王の経済的な基盤などを考えることも必要であろう。著者・趙東昇氏の紹介するウラ=ナラ氏やイルゲン=ギオロ氏の族譜は、直接には言及していないものの、当時における政権上層部の権力構造の一端を知る手掛かりとして、示唆に富む史料であるといえよう。

5

ついで、薛柏成『葉赫那拉氏家族史研究』の紹介にうつる。

ウラを滅ぼして6年後の天命4年(1619)、ヌルハチはイエヘを降し、全ジュシェンを統一する。それまでヌルハチは降伏させた諸部を八旗に編入していた⁽³⁸⁾が、杉山清彦氏によれば、フルンの旧首長層の面々に関しても、明確にヌルハチ諸子との婚姻関係を考慮して各旗に編入していたという。イエヘ=ナラ氏の場合、西城系のギンタイシの一族は、ギンタイシの妹の子であるホンタイジが領有する正白旗に編入され（ホンタイジの即位後は正黄旗に改称）、東城系のブヤング・ブルハング兄弟の一族は、両者の姉妹を娶っていたダイシャンが領有する正紅旗に編入された⁽³⁹⁾。このほかにも当時の黄旗・藍旗に編入されたイエヘの住民も存在し、八旗全体に分属したイエヘ=ナラ氏は、この後も清朝政権下の一大勢力として、時代の節目に重要な人物を輩出していくことになる。

(36) 杉山清彦「清初八旗における最有力軍団」参照。

(37) ウラ=ナラ氏は鑲白旗満洲 2-8・2-9 ニルを世管するが、これはボクドの弟ブサンタイの系統である。

『満文老檔 1 太祖 1』万曆 35 年 3 月、2～3 頁によれば、ボクドは万曆 35 年 3 月(1607)の戦いで父子ともにマンジュ軍のダイシャンに殺されている。

(38) 松浦茂「ヌルハチ（清・太祖）の徙民政策」（『東洋学報』67-3・4、1986年）参照。

(39) 杉山清彦「八旗旗王制の成立」（『東洋学報』83-1、2001年）61～71頁参照。

本書は、そのイエヘ=ナラ氏の歴史・人物を専論した研究書である。著者・薛柏成氏は吉林師範大学の研究者であり、当該叢書でも編輯を担当する。本書は著者が2001年に出版した『天潢一派』を元に大幅に増補改訂したものであるといい、前半の本論部分（第一章～第七章）と、後半の附録部分（附録一～五）から構成されている。

第一章「葉赫那拉氏家族的興起与衰微」では明代以降のイエヘ=ナラ氏勃興と衰退の歴史を、第二章「葉赫那拉氏家族及其代表人物在清代的歷史作用」ではイエヘ=ナラ氏とアイシン=ギオロ氏との婚姻関係や、康熙朝初期までのイエヘ=ナラ氏の主要人物を取り上げて詳述する。第三章「葉赫那拉氏家族的明珠」ではとくに康熙朝屈指の権臣ミンジュ（1635～1708）を、第四章「葉赫那拉氏家族的偉大文学家——納蘭性徳」ではミンジュの長子で詞人として著名な性徳（1655～1685）について詳述する。第五章「葉赫那拉氏后妃与清代歴史」では歴代皇帝と当該氏族との婚姻について言及する。第六章「関于慈禧太后」では時代は清末に飛び、咸豊帝の妃にして同治帝の生母である慈禧太后（西太后、1835～1908）について論じる。第七章「葉赫那拉氏重要族譜考辨」では当該氏族の族譜を紹介する（後述するようにその一部が附録として本書にも収録されている）。

またこれら本論各章の末尾には、「本章殘檔拾萃」として基本的な関連史料を抜粋して収録している。たとえば第二章の「殘檔拾萃」では、当該氏族の著名人物の列伝を『清史稿』から抜き出して載せる⁽⁴⁰⁾。また第三章・四章の「殘檔拾萃」ではミンジュ父子とその配偶者の墓誌10点を載せる。これらの墓誌はすべて本誌第1号で杉山清彦氏が紹介した趙迅『納蘭性徳家族墓誌通考』（北京・文津出版社、2000年）に収録されており、本書も同様のものを収録したと思われるが、文字に若干の異同がある（いずれかの著書の単純な誤写であろう）。墓誌等の新出情報を含む史料を紹介しながら、それがミンジュ・納蘭性徳という人物をより多面的な方向から分析するには至っていないのが惜まれる。

さて、本書の最大の特長として、後半部に収録される附録部分の充実（本書の頁数の半ばを占める）が挙げられる。附録一には、イエヘ=ナラ氏の族譜の一部と、復元された系図とが収められている。収録されているのは、乾隆9年（1744）告成の『八旗滿洲氏族通譜』巻22、「葉赫地方納喇氏」の影印のほか、

- ①『葉赫納蘭氏八旗族譜』（道光3年＝1823年の抄本）
- ②『布察佐領世表』（光緒年間＝1875～1908年の抄本）
- ③『葉赫那拉氏族譜』（道光29年＝1849年の抄本）
- ④『那氏族譜』（康德10年＝1943年）
- ⑤『葉赫那拉宗族譜』（2001年）

(40)ただし、『八旗滿洲氏族通譜』ではハダ=ナラ氏やホイファ=ナラ氏として収録されている人物も含んでいる。たとえばハダ=ナラ氏の根特・常賚、ホイファ=ナラ氏の噶爾弼、張地方ナラ氏の齊蘇勒・舒蘭など。

である。①はシンケン=ダルハンを始祖とするイエヘ=ナラ氏の系譜⁽⁴¹⁾、②はブジャイの子ブルハン・ダルハンの系譜⁽⁴²⁾、③は附されている乾隆 39 年(1774)の原序にもあるように、元は朝鮮人の「章嘉」の系譜⁽⁴³⁾、④はアシダルハンの甥である「育瑪庫」の系譜⁽⁴⁴⁾、⑤は①を補ったものである。

附録二にはイエヘ=ナラ氏の一族の地域的分布、附録三にはイエヘ=ナラ氏に関する民間伝承、附録四にはイエヘ王家の居城に関する考古学的データ、附録五には現代に生きるイエヘ=ナラ氏の後裔たちのうち、著名人について載せる。

6

このように本書は附録が充実しているが、本論部分においては、先行研究に対する言及・配慮がいま少しほしかったところではある。たとえば清末の慈禧太后の出自に関して鑲藍旗満洲イエヘ=ナラ氏の中流程度の旗人の家柄であること等を指摘しているが、慈禧の家系に関してはすでに同様の史料を利用した複数の専論がある⁽⁴⁵⁾し、それら先行研究の記述を註記もなく地の文でそのまま流用するのは問題がある。

また、大族であるイエヘ=ナラ氏であるから、唯一の家系のみが一貫して活躍していたわけではないことは注意を要する。慈禧太后を大伯母にもつ葉広苓氏は現代中国の女流作家であり(附録

(41)この族譜を解説したものとして、趙殿坤「額騰額《葉赫納蘭氏八旗族譜》試評」(『北方文物』1996-2)がある。

(42)『八旗満洲氏族通譜』巻22、正紅旗満洲イエヘ=ナラ氏。

(43)『八旗満洲氏族通譜』巻22、鑲黃旗満洲イエヘ=ナラ氏。

(44)『八旗満洲氏族通譜』巻23、正藍旗満洲ウラ=ナラ氏。ウラ=ナラ氏として収録されている理由は本書380～381頁参照。また趙維和「満洲八旗《葉赫那拉氏族譜》研究」(『満族研究』2005-2)によれば、国難を招来し怨嗟的となっていた慈禧太后を憚って、族譜から「葉赫」の二字を削除したが、元来の名称は『葉赫那拉氏族譜』であったという。

(45)王道成「慈禧の家族・家庭和入宮之初的身分」(『清史研究集』第3輯、四川人民出版社、1984年)・俞炳坤「慈禧家世考」(『故宮博物院院刊』1985-3・4→中国第一歴史檔案館編『明清檔案与歴史研究 中国第一歴史檔案館六十周年紀念論文集』中華書局、1988年)・同「關於慈禧是山西長治人的再商榷」(中国第一歴史檔案館編『明清檔案与歴史研究論文集 慶祝中国第一歴史檔案館成立70周年』中国友誼出版公司、2000年)等参照。これらが引く「宮中檔・履歴片」とは、『清代官員履歴檔案全編』(華東師範大学出版社)3、80頁に収録される景瑞の履歴であると思われる。また本書241～247頁に載せる「慈禧太后大事年表」は、徐徹『慈禧大伝』(遼瀋書社、1994年)456～463頁と同一のものである。

五参照)、この葉氏には魯迅文学賞の中篇小説賞受賞作を含む『采桑子』という著作がある⁽⁴⁶⁾が、そのタイトル『采桑子』は納蘭性徳の詞から採られているという。たしかに康熙朝のミンジュ・性徳父子と、清末の慈禧太后とはともにイエヘ=ナラ氏ではあるが、著者も言うように双方の直接的な系譜関係は確認できていない(209頁)⁽⁴⁷⁾。さらに、同時代においても、所属旗の異なるイエヘ=ナラ氏同士の関係など、どこまで同族としての意識を有し、機能していたのかという問題は考えてみる必要がある。この問題に関してはたとえば増井寛也氏の専論⁽⁴⁸⁾が参考となるし、また康熙朝の輔政大臣スクサハ(正白旗)とミンジュ(正黄旗)との事例について内田直文氏が言及している⁽⁴⁹⁾。ミンジュとスクサハとは五代前の祖から分かれた関係(互いの高祖父が兄弟)にあり、所属旗も異なる両者にどこまで濃密な関係が構築されていたのかは興味深い。

では具体的にどの範囲までを「同族」とみなしていたのか。本書にも収録する『八旗満洲氏族通譜』の巻22にはイエヘ=ナラ氏の支派が多数記載されているが、まず「金台石同族」として立伝されている人物の後裔と、その附記がない人物の後裔とに区別できる。本書収録の族譜と照らし合わせてみると、若干の例外⁽⁵⁰⁾はあるが、ギンタイシの高祖父・斉爾哈尼の後裔であれば、「金台石同族」として記録されているようである。慈禧太后の家系は鑲藍旗満洲であり、『八旗満洲氏族通譜』には鑲藍旗に所属するイエヘ=ナラ氏も少なからず存在するが、そのほとんどはギンタイシの叔祖父・尼雅尼雅喀の後裔である。かれらの血統が清末の慈禧太后の家系に繋がるのかもしれないが、たとえば当該氏族のカシャンの家系(ギンタイシの非同族)が康熙年間に正黄旗から鑲藍旗に移った⁽⁵¹⁾ように、『八旗満洲氏族通譜』編纂以降に他旗から鑲藍旗に移動したイエヘ=ナラ氏が存在しなかったとは断定できない。ただ家譜による限り、慈禧太后の曾祖父・祖父・父の名はいずれも確認できず、かの女が「金台石同族」の後裔である可能性は低いように思われる。ちなみに後に慈禧太后と壮絶な権力闘争を繰り広げる恭親王奕訢や、鄭親王端華とそ

(46) 吉田富夫訳『貴門胤裔』(上下巻、中央公論新社、2002年)。ちなみにこの小説の主人公一家の金氏は、太祖ヌルパチの実弟で正白旗和碩貝勒コルハチ(科爾哈齊)なる架空人物の後裔、という設定である。

(47) 慈禧の弟の子孫である那根正氏は、自身の系譜をギンタイシの子デルゲル(ミンジュの伯父)に求めているというが、著者も否定的であるように、明証はないようである。那根正(葉赫那拉・根正)氏には郝曉輝氏との共著『我所知道的慈禧太后 慈禧曾孫口述実録』(金城出版社、2005年)があり、ここでは「納蘭性徳九世孫」等と紹介されている。

(48) 増井寛也「満族入関前のムクンについて——『八旗満洲氏族通譜』を中心に——」(『立命館文学』第528号、1993年)・同「満族入関前のウクスンについて」(石橋秀雄編『清代中国の諸問題』山川出版社、1995年)参照。

(49) 内田直文「清代康熙年間における奏摺制度の展開」(『九州大学東洋史論集』33、2005年)47頁参照。

(50) ギンタイシの再従兄弟アミンタイジの子の系統が、ギリン=ウラに駐防していたため、『八旗満洲氏族通譜』に一支だけ正藍旗満洲ウラ=ナラ氏として記載されている例も紹介されている(附録一)。

(51) この家系は康熙朝の諸阿哥分封にともない、正黄旗から鑲藍旗に移された。

の弟肅順は、いずれも鑲藍旗宗室である⁽⁵²⁾。清末の一時期において官廷内の実力者の多くが同じ旗の関係者であったことは興味深い。

本書は本論部分の記述に関しては先行研究との関係もあって引用には充分留意する必要があるが、明清から現代に至るまでのイェヘ=ナラ氏の著名人物や基本的な歴史の流れを知る上では格好の手引書となっている。本書を通読することにより、当該氏族が清朝の最初から最後までいかにその歴史に深い影響を及ぼしていたかをあらためて窺い知ることができよう。またミンジュー門の墓誌や、イェヘ=ナラ氏の旗人たちの伝記・複数の系図などをまとめて参照できるのは便利であり、政治史等の研究にも裨益するであろう。

7

以上、趙東昇氏の『扈倫四部研究』・『滿族歴史研究』、薛柏成氏の『葉赫那拉氏家族史研究』に関して、族譜をテーマとする論考を中心に紹介してきた。族譜に記されたり口伝として語り継がれてきた「史実」と、官製史料に残された「史実」とは必ずしも一致するものではない。そして系譜に連なる末裔として生の史料に接することができるという利点は、ときに弱点ともなりうる。だからこそ冷静な史料批判を行うのは、第三者的立場の研究者が担うべき責務であろう。しかし、そうした「官」と「私」との異なる立場で作成された史料が語る史実——直截に記されているか否かは措くとして——を掬い上げることこそ、歴史研究の醍醐味と言えよう。

本稿で紹介した3著は研究書として「読む」だけではなく、史料として「利用する」ことも可能なのである。

趙東昇『扈倫四部研究』(A5判, 2+281頁, 長春, 吉林文史出版社, 2005年1月)

趙東昇『滿族歴史研究』(A5判, 2+274頁, 長春, 吉林文史出版社, 2005年1月)

薛柏成『葉赫那拉氏家族史研究』(A5判, 2+5+475頁, 長春, 吉林文史出版社, 2005年1月)

(SUZUKI Makoto, 筑波大学人文社会科学部研究科)

(52) 杜家驥『清皇族与国政關係研究』(五南圖書出版公司, 1998年) 236頁参照。